丹侍所

卷壱拾壱
卷壱拾弐
卷壱拾参
卷壱拾四
卷壱拾五

小出新屋村岡

唐才記

内侍所巻之事給之

頂討注進の事

附り黄奥が首横奥ふ俵雪事

元禄十四年十二月十五日の日六ツ時大石良雄ゟ長谷
川三郎兵衛殿ゟ吉田忠左衛門殿附人を
以て中途ゟ吉田忠左衛門殿附人を以て
大目付仙石伯耆守殿附屋敷へ附人を
以て申上ル之儀ハ拙者儀ハ浅野内匠頭家来ふ
て仇為て旧君之恨ふ芝泉岳寺へ立退所存之

御しく御付ヶ置候ゆへ小頭に申付るよしなり

其口上書曰

去年三月内匠儀傳奏御馳走之儀ニ付吉良

上野介殿へ意趣を含罷在候処殿中におゐて

當座遁(のが)れがたき儀御座候哉刃傷(にんじやう)に及び候時節

場所をも弁へ不申御無禮至極(しごく)に付切腹被仰付

領地赤穂の城召上られ候儀家来共迄

畏入存奉り上使の御下知を請城地差上

家中離散(りさん)仕候右喧嘩(けんくわ)の節御同席(セキ)の御方

御押留有之上野介殿を討留不申候内

匠末期(まご)の残念の心底家来の身として忍び

がたき仕合に御座候高家の御歴々(れき)へ對し家来

として鬱憤(うつふん)をさしはさみ候儀憚(はゞかり)に存

奉り候へども君父の讐(あだ)は共に天をいたゞかざるの

義黙(もだ)しがたく今日上野介殿宅へ推参(すいさん)に

仕候偏に亡(ぼう)主の志しを継ぐ迄に御

座候私共死後御検(けん)分の御方被見願上候

元禄十五年

十二月

浅野内匠長矩

家来　四十七人

但書面ハいづれも懐中に入置候へば右四十七人何(まつ)も同(さう)前に入置べしとて

[illegible]と共に[illegible]次第人[illegible]と共に[illegible]伯耆守殿
出雲國の[illegible]殿[illegible]人井上[illegible]万石[illegible]人[illegible]
同書[illegible]中[illegible]書[illegible]れハ別府付の[illegible]事有[illegible]小[illegible]
[illegible]り[illegible]て伯耆守殿[illegible]実を以て[illegible]東[illegible]城より
毎人[illegible]の[illegible]書を[illegible]ぶ[illegible]ハ[illegible]元中[illegible]年[illegible]
殿[illegible]対[illegible]有て[illegible]元[illegible]方人[illegible]の[illegible]ハ[illegible]ん[illegible]第[illegible]用
[illegible]の大名[illegible]所[illegible]別付[illegible]作付[illegible]きとの[illegible]
[illegible]度[illegible]

肥後熊本城主五拾四万石　細川越中守綱利

[illegible]別れ山城主拾五万石　松平隠岐守定直

長州毛府城主四万石　毛利甲斐守綱元

三河吉田城主五万石　牧野監物忠之

[illegible]付の人[illegible]を[illegible]ける[illegible]
方[illegible]か入[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

山上太兵衛の首を三人の目付前にそなへいたす
と申渡候て大門を高札張れ申候
て一切論大目付宅を金中ゟ右の首を
中巻ひいさらに出さ巻ひかるべきくれ
由くれ〳〵所をとげ墓而通り番頭ふきまわら
を伝て後奥十兵衛つ手傷ふかとくこ来り首を
あらひ石塔の二種用ふ傷くみもの二腐而をえつこと
当敬して毎日ふつき蔵滅して居さりける
手用ふ大石長雑い独現を出して遠前の文をたた
この次ふ懸中より合にをえれ接用ふして

石塔の上腐掘を首ふ向一番ふ用前自分の経方
実名をとる焼番をして右合にをえ上見ち
出羽国家ふ海願いたす一若長の刀あり今こ元
当奥州中をたられ永く微雑の山懸りを体の
中と合ふ首ふ首小二度あて退きける跡ふ
繋ひて毎人宛名宮焼番を貴小近重祐常後
西飛数室つ中ふ出羽国郷らのあ中ゟ有て用通
形の勅宮お信浪人して居たりしが大石を
回刻して居れ勅宮の刀あれふ人なこの
焼番を懸り藤所のこるかつだてこりける

はてで居申候時内藤丹後殿再び養所に向し
を以て内藤丹後殿生ぐさ[illegible]ぶ[illegible]
不破数馬一人に助命を乞申候内藤丹後殿
ぜひ度様に内意仕り命を惜んで義を捨ん
じ自殺の志願を決し[illegible]
あい生は[illegible]を以て助命を乞申候[illegible]
来り初の者に内に形ひなるとて変りやすく有て
いろ小数の助命を申されいろる有かたく存ぜ侍
[illegible]て意趣小乱中ら[illegible]
源を押つぶらふ焼香和泉といるや内藤さん

げんの条文をひらきて
元禄十四年辰年十二月十日大石内蔵助内匠頭
を防メ長矩ち切腹長矩公御[illegible]
[illegible]て亡君の[illegible]小[illegible]
十四日の[illegible]
[illegible]とげ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
いくらうざるの義なれども
ぎなるべきに偽て送命時長お偽こと蛇男ひ有
偽て男子人面小立て言たくぎこと其小家食を
休んがゆゑ或い老嬢又い海平の有方鬼を
笑をといて蝙蝠ひぢをまるむの蝙蝠を拓く
若夫の唐ろ名を鎖
[illegible]しる而時度毎
餓押うけ初ち恐懼の事をひ門さげ小廟小
[illegible]なるとるう苦の[illegible]

ら[illegible]長不勢懐一時小ひ[illegible]厚恵[illegible]
[illegible]
なく若猫の黒衛を[illegible]
右の祭文まみ[illegible]みの一用小あひ演舞を[illegible]
[illegible]ひたとをるい物なし[illegible]
使を立て[illegible]お焼番お液[illegible]大門を[illegible]
秘[illegible]義本懐を[illegible]
なくひの[illegible]
[illegible]一[illegible]人の[illegible]
多年[illegible]仕の[illegible]

中はされば信仰さしてこの層の門を開
いて清和の御代に思ひ出るべく山の中の小屋に
つぶやくこと数しきりに聞ひて見
首をおくりて名を刷山和尚と名乗
来りて中されるは浦の漁夫の者
願じ入る小森の石の上に拝伏して
寺社奉行所出べく山の地獄の様しを
ぶく生官所有べきつくく制せられしつぶ
大石を初められも和尚の捨投をしかたくて
生き寺の出新義ものを敬きの寄の物の一ば
命を角を出さしめ山の仏世中つくも迷答を相
文ふり狐窟安市角を呼入角を出しを
あどさくあられる所景源寺の中の死骸
再び生しして寺の和尚のもとにぶひ
事ふと打出ひ相文を仕の法師所景小角命
名の吉良殿出文の出ふ寺に沢山かぶて見角を
取られいさんの出文を
笑事角を取かしくふぬ働きあうと中小て
命角のをかさを相文角ちる通言ふるあの
入れて二方を一数金の一歩小て調寺指示して

肩とのもとなる腹ふ焼番の内内部にて死中なるいとも表
生世のはいかれも役第の忠奉孫の子下と有て
屋敷の海岸人をちりれども今は長ふ存なんてハ
浪人一同のものあれハ行の芸別をう後さん者
我ものそふ同知たるべし御
十治郎ものえたるべ　　ものの細ハ上野松屋を討入者
おふ字四郎ハ　　為治屋今日ハ十七士の面々
解きしものふハ知るふ間　　氏ハ節を一番ふ軍仲せら
ましものち坂中　　べし　　見ふ依て焼番一番
ふ者べし　　とかせバ十治ふハ海辺　　ものさつ
良雄が下部といふ物りの面ふ生てきるものれハ
かしこ白川て十治郎一番ふ焼番　　ものふ
ふ物為ふ白つりあふ海　　て焼番終ら
形る所　　院の方ふ戸田と
屋ふ加ら　　ふて泉岳寺　　来り良雄を初の義士の面ふ
対面　　ふ今ハ義　　不各ふ吉良上野加
屋の能　　ふ故屋の　　を討入ふ
治郎ふ　　ふ　　依て
和を以て礼の為ハ敬上野松屋前ふ　　刀屋
集る　　ふ徒組ち武士兵七軍ふて敬の首と

又おかごをすて海へ投し相義
士共者入来る時蜜蜂を以嘲天下をあんで士を所を
きこび始ふあぐくたる御いはんへ〳〵出大原ふ焼
出をして落ぶりをあけ面くを永無〳〵あこ
らをなる物て内御ふみかんをゝげ言く盤てあせ、
為〳〵涙ぐび乾いお来ふんん仕ためてを〳〵先呼を
うるれ〳〵中さんと語くを乾を賞親〳〵文が大石
文ふと実院ふ語じ金ふ〳〵るをかつて庭せ〳〵先先
加賀を出を和尚中さまをるゝ禅寺の義ふ〳〵元来
禁酒のるふふ〳〵今日ふ家〳〵家つ〳〵〳〵ふ〳〵寺の

義の為にて美酒をうたるゝれ〳〵と相ちるが
右の通きお来る社奉行（作文きおふ寺を吟ん
るを富きして和尚ふるふまで打勝有るふ来流
の東渕寺とかや仲僧寺和他ちの和家并ふ
浪人おと寺〳〵ふけ僧の〳〵　於合五十余人ふて
ふけ寺跡の義ふ拙者ふ相ふ寺ふ〳〵ふく宗成（宗延
有〳〵と枝数ふ人数ふ〳〵ふ門を塞
めを〳〵といさめるふで和尚相して寺社奉行来
かぶふて内を見るを文ふ追〳〵ふ一宗の禅寺ふ見届け
としてを来る僧侶数百人相ふ数寺ふ江戸

三ヶ寺の一ちゐて伝者別当職智寛の後僧を
初め和尚の僧侶四人の法師を命じ集ゆ
の僧徒い寺門を警衛しけり

内侍所巻之参拾二

第十四代天人御けらをうの
時の前の年

吉田とふ十二月十四日の年の刻に後土月付六人ゆ小人目
付十人泉殿寺小来り内陣を所望し
間黄昏有り伝聖元他石仏有り所望の事ゆ
三中源され給ふ大石小清て小清中ゆ
神ゆ奉歌の御ゆて小月付（死おるの瀬る尾張小

[illegible]
いかゞ仕り候るべくやたゞし屋中の警衛仰付
作作ふるべく又は自分小家を仕べくやはり初を中
諸度は中七ツ半過土用付や〳〵けいごい作作ふる
まじいる面〳〵一部ふ物を渡事がる節如と元安作
ふて如先年るべく將衆の義をきゆふてこ屋
かゞまで勿論諸藩長方の新いを[illegible]ひつられる人の
扶ふも如〳〵名武名〳〵諸人苦しかさるべき
ふし中渡されたる屋中いんを[illegible]海ふ[illegible]ふる
新て旧藩人の出る將衆をあひ結ん新列を乱

もくみかるこゝ新屋ふしこゝでふふる事〳〵若ざ
の言ふ藩の中草の邪たる風情ふんくれるが今又新之
言響ふかゝ〳〵今一働きふ如べき新ふ元〳〵
今日の用付屋敷之の家新ふ上秋洋正の屋敷有
偽白書ふ新屋付の渡遠長有といるの如老牛
稲美丹波守殿の子孫を以〳〵富山民乃赤浦屋
と上使として上秋家〳〵長長いさを起〳〵て今日上
中下屋敷たふ儀ふ[illegible]ば[illegible]ふ自かゝく
門出岡家長ふ出人会用の民作渡さをふる長毋渡
守屋の敷時屋方の如[illegible]ふ上秋家の敷屋方之

有しことなり又一説に曰く上杉憲忠の家老長尾景
春の中務丞景信なる人十五日未の刻ばかりに
鎌倉に入て御小町殿に参じて夜に入て上杉家
の代官に成て諸人に命令を行ひ
事出来なば今度の仕合源正宗又は武
士の名を失ひ家名を穢し一生の先祖の
家業を代々の職掌と云ひて用ひ立ち
居る者は小笠原の家中なる内藤左人は
彼と中なれ一人を出だすに源正宗又は
隠居伊賀守殿の義は紀列にいまだ
ひとしきなれば又左衛門の家中
の人数頭にて行れ切腹仕れ
ば家中の明れば所領を
召上られ家断絶
之歎尤

上杉の枝をおゆして酒を屋
かたをやぶて家遠り
親を討れ上杉をなりと人びと
この上杉はまぶ乃源正
代人は上杉の枝なれは源正人数出遣

いさぎよしとやるべし
とてもの所に出張人
をとゝのうあ諸を仕合せ
初メ吉田行長原孫六郎
彭越張良蕭何陳平
らい韓信曹参
蒯通周勃樊噲
蒙恬王翦
あるきこゝかゝる幕代の
合戦をとゝのう所をとゝのう上を
をばまぎれる人物人
る既に成の下刻
命ゝ手まゝの赤垣源蔵を使として
出ゝあを指系仕ゝるを
指垂中ゝ
金の入ゝる
有ゝる
色中ゝ
浪七実
中ゝされ
浪人の
作ゝ

命ゝ手まゝの赤垣源蔵を使として初ての武
出ゝあを指系仕ゝるを出ゝ
指垂中ゝ
金の入ゝる既に成の下刻
有ゝる
色中ゝ
浪七実
中ゝされ
浪人の
作ゝ

のあるを見て誅伐とて義兵を立てしとて上表入
魂の板田なれば後義の槍掘を小ぶ〳〵岩中なれば
れば伐れもきりと平伏しなる大つる源左衛門を上
てあり此後人〳〵高の作どもを人〳〵の者かるの勢して
立人々の勝を信枝枝小をなれし者を源人〳〵中
我ふ立人人義命の君仏義を孔義を孔さを横
死ふて家嫡を石ふられしとて君臣の縁をべ
きや立親の敬を付るの義さふ力て弱しかふで
義を荒せしるの長又仏の芝ふ指をでるふ
あるを紙ふ大小強者力ふかざり物とば〳〵思やと

折込れば板田大ふ也ふ思て後人〳〵対〳〵ふ
上を出れば立る者法者の作近江国仕ふ法ふ
ふるかふ長れば原指ふ況をふて神くを法者と
上ふ下り万民を出り神君天下を創の
御り十ヶ条の法を立るを喧嘩ふ和ふの道近ふ
寛文三年浦ふ大仏殿ふ同像を破て本像ふ造り
直ふ神ふ太閤義ふの芝ふ高宮の芝ふ知君の
を家康ふ此形有ふ秀形ナ家ふ動ふ天下
を出源ふて泉川家ふ源兵を長キ内ふ
かためふて秀形の此義渡殿右の神文を大仏
の此前ふ中ふ納ふ望ふ浄西庁桐市ふ

で、和かなる者あり、しかるに大坂城にて
天下一流の海をとりつくせるものを世間
家の加序なくんと板内の武士
当座に中とられ、しかるに
を被知せんなれあるを大坂を仕かへられ
彩を切有家を行事所に潜し有之人のおもき
命のなれば勢を付なり安治ハ内にといひ
あるべきれば板内ハ名句を出ぞ一度を忘けて
しかる大石内蔵助なるものを
ハ恭敬思の詞ハ先義をべ
ざるあるなひ此ありハ義を
たゞ義の二ハ天下ハ前れ
和之御れハ義をあるハ
ハ上野原府付
れの義ハ遠ひ中ぎ
ふりハ術中とるなる
付ふ里ハとかしもいと
備でのべれハ浅源寺の
とそ見みるを中とる
あるなひ厨ハいとと共一通り
のおとてハ紀
義を
ハ前
ハ思ハ
ハ出ハ
ハ遠ハ
ハ武
ハ郷
ハ遠
ハ大
ハ引
ハ元
ハ義
ハ通り
ハ投

源氏なる文が伯耆国屋を初め山陰道目付所駐屯
ふて中源氏なる者〳〵義に旧人の大名方へ
出張けるなる人数の義は左の通り

細川藤孝守に　十七人
松平隠岐守に　十人
毛利甲斐守に　十人
久野鑑物に　九人

別のごとく配分して源氏なる義なり為て
別の大名へ門を有し旧家の大名方へ出張
西国人数を率藤孝の別言関藤孝

屋敷を定め出張して十七人を源氏
なれる家物十七挺門内入言関の武者小屋一
人宛詰て懐中を固の重小言関の前小屋のもか名
十七挺宛して毎日小札を付て組〳〵詰て一挺ツ
かき出し　ぬ家物一挺小鉄砲の設人に勝言の士三人
出張の士三人出張十九人ツ行れ毎日源氏細川
家の家物に編笠平八郎三宅荘左衛門家老三千石猛田原左
側武人家師毎人中左右村岡伯耆科原田言沢押へ
て毎日勝二千石の人数なり旧家の大名方
熱警合六十三面余之先に行れ毎日源氏

上杉家をさ筆楽(きつう)んせしおわく此おそくの人数を以
世し之中にも武家ハ金物に次(せう)をおとし而讃(しわど)
の士跡ゟ知ぞ若(わこ)迷せしといふ事ゟ塩物庭此人数ハ
形粧(けうそう)并(なら)べらしくなんしまりわうゝ師匠(しいと)の座(さむ)
云(こと)月見る人をも着る衆天(あめがした)職(しよく)に花(あい)の化粧(けせう)師匠(しやう)の
用意と清少納言のいひしおとく寒風(かんふう)に肌をさして
流る汗気(けしき)をぬぐふ事しく[illegible](うけ)でふる能太の花(むつ)りてう
ちんの数天地をかゞやかしさるあづきハ今ふことなりぞ
旧家の大名おとゝふじと叮嚀(ていねい)の出立わ用て来るとも
こへざる家老つれの[illegible]行(ぎやうてい)[illegible]末代(かん)

わるすなえ江戸中此[illegible]中[illegible]ぐひ顔中なれたゝん
掛辯(けんじよ)集しくて[illegible]ける出[illegible]けの当巴家のや
しきつハ来るお米形(げ)[illegible](ぎ)しく[illegible]人お[illegible]小袖
三つ上帯(おび)下帯(おび)[illegible]ふとん羽二重綿子[illegible]ちりめん
鼻紙(はながた)小揚枝(ようじ)をそへて出る旅籠料ハ二汁五菜
も[illegible]菓子[illegible]夜食には[illegible]酒ハ並の肉汁二度
出しなる上ハちがら役人の内他にく夜食にて
酒を出し[illegible]自余の別(わけ)
とハ格別(かく)の義にて[illegible]
巴家の[illegible]合せ[illegible]次第の義まで別(べつ)して細川家ハ毎日

一度づゝ居風呂を申付役一人づゝにて湯を仕立なり
また風呂の度毎にゆかた手ぬぐい下帯を改めなり
また浪人衆ハ内蔵助事申に付二人づゝにて湯を仕
かへしとなり細川越中守殿書院先にて列座を
申こそ候殿中ち殿出て仕れも義士の節の隠
捕て色々取なき事一厩じ人には然るに而し雲人に
付添ありん念いかゞしく様られ候へりんあれ在覧
公儀へ対して御事之候よりにてそ成べき節のあるあ
らば上聞に達し候てわけへ申べしかん時ぶく
節しかゝえし料理をこしらえ候く家来を任に

ても身なり滞りなく着り候ふに申付て退
座有けるに右三家には翌日下知しきぶに義士
へ対面有松平隠岐守殿大石主税に申されけるは内
蔵之助とりへられ居申されなんぎたるべしや
先事を有申とおもはれ候へばざんしは毎にも上下に
我有松平殿人に左様に毎と一所に居有と申
主従誠の御みへられは隠岐守殿とふし
なきまをいひ出し度のごとくに思はれける
くみてとかくの挨拶もなく座をつと立て入られ
しとえ其御の大石をまたくの挨拶有思ひけるとぞ

海ずみちゆきゝ有て納んぶろ小庵ゆゑ
実ぶ原想ゆつゞいし通り浴出大仏殿の銅像
奉造立遠立有し前小竹を結め今の垂
迹を有るバ関東の大殿様諸人横尾のうゑ小
いひあらしていかゞるふんら相伝聖人諸国の制
札書改今の制札と如しうの春ゆ出春二日を
掟といひし通こされバそこ板田の堂原熊野の
中分なりと書ぶ前尾出て出設ひ発有新木源
蔵つ原小れ出ひ新しきと上堂小道人退く
後ゆ人有阪小大坂ゆ町奉行仰付ふ迄新木

元源寺とゆ中せし小伝源寺つ原の高ゆ
とかや

吉野蔵前小

流れをるく滝小ふかひ迄大石を

細川茶ゆうせきこそんこゝら

老參丹侍所卷第三

因伯所巻之六

因幡

一　若狭殿之侍御泊りの事

附り家内陽の事

一　上野御員をおくられ事

附り義前の事

抑吉良上野介殿儀ハ侍方にかくれ居られ候ニ付漸く尋出し
出し候ニ付今朝一ケ所の庵を乗り首打の首主税
以後ちかくと出られ是門人粕谷平右衛門を以て
月番の御老中稲葉丹後守殿へ相達し候処
き八ツ今度八ツ時浅野内匠頭家来共切腹同様
上野介を殺害致し候に付親類共も手負之者共
ぜきの者共中にも深手を負候者も御座候にて見るべく
引まとひ立退候所死骸ハ強くかくさせ候処
御座候故にも出て中差しいたし之新規の所へ
高ニ御座候ハ是合申されぬやと存候

ばさんニ相成にて山家小屋着いたし候処合ひかくさせて
吾平右衛門を人を殺害其外傷者数多之
合戦ニ付合あるいハ手を負し体ニ平右衛門ニ人安
居候にてあのくと使ニ来り到る所合の様相届
あくで見て右の段丹後守殿へ申上候て

以上
[illegible]月附
元禄十五年[illegible]附

安部式部
松田孫[illegible]
神谷傳兵衛
大平源[illegible]

樋口源一郎
星野嘉兵衛
伊藤蔵八
并ニ此人目付拾人相添
右之御供鉄炮検分として差出申候

以上

吉良殿之御供口上書

昨十四日の夜八ツ半時頃浅野内匠頭家来共と
名乗大勢火消装束にて押かけ表裏より押手
をうけ家へ込入鑓長刀を以て切込申候に付家来共
合防ぎ候へ共相手ハ大勢にてかため参り候故無勢
死人手負ハあまた御座候相手の者共ハ手を負たる
斗にて付届申さず候構之者共之合さ申隠
きかぬ二ツ取手をおひ候ハ眼に血入手疵
惑ひ未にても西筆をつけ上野を始を打元なく
存じ居候ハ参り合せ候へ共そや討れ申候
乱入之者ハ不残引取申候

以上

吉良上野介家老
左右田孫兵衛
岩瀬舎人
右之御家老
斎藤宮内

和田義盛小笠原弥三郎仕手有り和田方の郎等中より落ち出で小笠原弥
三郎と組む義盛を指上げ向ひの岸に投げ懸る
郎等共義盛を助け上げ討れ給ふ郎等共義盛を
助け上げ討れ給ふ

以上書

右高橋新七

松原多仲

和田義盛小笠原弥三郎屋敷内史所中と云ふ所
に和田方の郎等義盛を義うるがごとく向ひ合ひ又加
け矢ふて打倒さるる中に入り者共一所

小かしまの太郎が立退の後小笠原
義盛方家来郎人

南小笠原
屋しき
義盛所に
居るの次
同所
小笠原に
同所
小笠原に

上杉家付人仕山住
小林平八
上杉家付人
書井理左
上杉家付人仕山住
清水一学
同所
須藤義左衛
同所
大須賀左衛門
上杉家付人仕山住
菊池源之丞
上杉家付人仕山住
小嶋源治郎
上杉家付人
佐藤元左

小家出仕江
太田以下
基頼所江
右同断
内書間方
春門寿
内書間江
合掛之人内之人ハ刀掛並小皿付切込有繕り
十六人御くらで
各役方家来申参人ガハ有相

上野御中小姓 新見源七郎
奥右筆役人 榊原平三郎
右同断 笠原忠五郎
茶屋 浅木松竹
数寄屋 教證喜助
足軽之人
伴写猶助

右の手の指(ゆび)四ツ落る
小びんに深疵
右の手の指(ゆび)二ツ落る
左の腕(うで)落る
左の肩(かさ)先疵有
右の股(もゝ)疵(づら)突る
薄(うす)手(で)
同断
同断
同断

奥御納戸家老 松原小平
同断用人 前嶋十郎兵衛
上野女中用人 清水喜三郎
同断 宜(ノブ)次兩吉郎
奥御納戸中小姓 山好(ヨシ)新八郎
奥御納戸役人 加賀山吉郎
同断近習 本松太兵衛
上野近習 堀江勘四郎
同中小姓 杉山三郎
右同断 伴藤太郎

藩士
右同断
右同断
同断
〃
〃

右藩士小性
石川[illegible]
右同断
[illegible]
右同断
[illegible]
右藩士小性
大河内[illegible]
右同断
[illegible]
〃
右同断
〃
右同断

合計人員七人内右之藩士五人内藩士之

右良方[illegible]藩の者

右高家老
[illegible]
右同断人数
[illegible]
右中小性
小[illegible]
右同断
[illegible]
右同断
[illegible]
右同断
[illegible]
右[illegible]小性
[illegible]
[illegible]

右人数合七人

雷の高四郎人

一 上野中小性　村上勘兵衛

一 唐津藩徒士　榊原平蔵

一 右同断　長沢茂蔵

一 上野藩小姓　さん

右同人の者を永遠殺して付添の小者を切殺され

て仕舞申候ものこと

一 徒士六人足軽九人中間二人合七人小屋に詰

と付切おさしゆるしもうす

一 上野藩小姓　唐木田孫兵衛

一 右同断　所柴三郎

右同人の者を切殺り逃出の小者を切殺り

殺れ度申付候ものこと

手負度申付候者を追て捕又者の者の方小

入る由ものこと中あるに付あらためしもうす

江戸書　古屋主税

時候に御障り無之上野藩屋敷騒動仕候者

共事ハてもいやと存ぜ候ハ噴聞の御小姓

一ハ家来を引連屋敷の御小姓

上ハ家来を引連屋敷の御小姓

十間屋敷ニつゝ中着出て抽んでた義出物の類
上樽屋敷ハ五人の頭出て居る人今頭と尾人上樽屋
屋を討ち取申候ハ[illegible]
[illegible]門ニ人数不[illegible]人[illegible]ハ[illegible]
[illegible]東の神小[illegible]中ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]の者[illegible]ハ[illegible]

一弓　二張　弦　二張
一張矢　弦巻革　長平
一[illegible]能　[illegible]　二挺

一箭　[illegible]　三挺
一[illegible]　三筋
一[illegible]　三筋
[illegible]間[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]蒲生[illegible]流間[illegible]
有[illegible]氏[illegible]一挺[illegible]
二振[illegible]一[illegible]
一上樽屋敷前[illegible]
而[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
上樽屋敷[illegible]ハ[illegible]
[illegible]仕立ハて[illegible]

一 [illegible]典薬頭道有の療治仰の旨
落髪一ケ所けさ一ケ所仰られ之源さ一寸四ゞつ
右の吟味首附寺人仰れ之金蔵めのこ十二月十九日
喫方小和瀬吏之死人[illegible]小[illegible]役人仲さ[illegible]
之源て盟主ナルの旨上下の遣髪を薬[illegible]
上意ハ首をあらため
附り御首の文
和十二月十六日新[illegible]一番師石獅師の毒酒
を使として上意ハ首を用物小入守髪を[illegible]て
吉良左兵衛方へ[illegible]之源文曰

一 首一ツ并紙包[illegible]清元中[illegible]
年
十二月十六日
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一番師
石獅師
同十九日新上意ハ菩提所中四方回院小おゐて[illegible]
葬る別紙名ハ

霊性院殿円山常光大居士

そも是号しけるは、当にふしぎの因縁有。義葛三代の孫
若良源義安治二年庚午十二月十四日摂別若川
にありしか付れけり、其首を川辺に捨置有しを三郎
是清花等に葬る。法名円山常光と号を嫡子
付れ当月日に同じ。法名を同じ名なり、秘に上座
姉領分より数代来せし者、上座故付置しま
御正月に到り葛開院へ参伺して上座故
住僧に額し、おもつきて住寺対面し、ありくの由
言語候へ共、住僧横手打て聞まの思ひをなし

まで上座故法名を実山和光と付かへし、となり
されば上座故はいかにけるとて、其才地住居の将に
縁より高家の上座か高ぶり数年諸家のまじはい
を尽雷に文がり、其に彼が斬跡也とは高札の
承揺は筆紙に尽しがたし。天下の人皆知代
一挙に其いたし、然るに時は是富貴栄耀の
門を出ずき、身體落命の席にしてたのしみいる
だかうがるふざるに因縁歴然たちまちに君にむくふなり
是又未来永劫の業障のとめなきべきなるからなる若を
冥明の中にあきる者一人なくて若を迷暗の中にし

て最期して見を討とり給うのお墓のそばに
さいふうびん今見をかくし
あやしきうの無きに首びんを後代若うし
きたうりん九郎左衛門に
女房の首を小桶に入おきそ
寄うり置てあくる物そのの
上野ハ浅ゆ者なるれや大石に
おそれて振い切ふきこそそれ
長尾見れ忠首の業蓋に
獅子無の人の見えきハ命あるもとる物ハ天

下ふとかたき命を切ふ生る者ハ死ぬるハ物の
ことわり弥有がたき命なれを生を捨義を重
教して仁をあるに君の為ハ義の為ハ捨ぬ時に
死せざ望ば弱く屈かめを恥ずして伝て
生を欲して義をうしなハ金銭なるに上野ハ
同じされハ吉良喧嘩の仇めを仕人て
切腹ハ捨ての捨しうを捨さるのこころかつて浅野の志
を厚せうを思て性首を捨る者とあくるに浅和絶
して吉良の名跡ハ栄高に上野ハ三郎に継せ
ましう二年の月日ハ流しまやうを待に位して安き

を与へず後小見ぐるしき死を敢の恥を残人に笑
嘲けりを皇に招き皆信を万世に残すは
ぞや彼一人暫時の生を貪る為に
者を教しを従ふるばかりもるる笑ぞく
ぞや拙者の信義天下に止り世の鑑と成
ぬとも義義莫内室の孫に忘たがしなり
大石ホを今ふるぶ成幸ひを切あるかる
しひうるを上を成ちるの家に生れて栄を
れかりて義の親ぞくきを忘ぞだしかくして
賢人梅津氏の諫めを納れず猶生をむさぼり
清しく自ら恥ぶを恥ぞで人の面目の者夫なるる
面ぶして生を責の勇ちに動るたらんば死を陥て
を世めていさぎ矣の一筋を討ていきるく切腹あるば
人の口の解けるもくるん働ふる家の層く
信任美にし君人少にてやしくと信臣の手かく
り首を敬のめて拙びを世ぶを面名を子孫に伝
ぬ孟子の曰不仁を人あやしく生を体んを義
を刑を不らんと義莫をいとんや

参考

丹侍所巻第拾四

因伯所巻之部拾四

因縁

一　藤付の石切狩の事
附り鬼ふ[illegible]流の事

一　吉良花三郎御能けらる事
附り義士退[illegible]の事

新暦開けて永禄十六癸未年二月廿日厩中に於て
出産仲新年を評定の刻なり武の鳴信林大学頭
信長を訪れ今度関東敵賢の義に付古人に
かゝる例を有や古例を考へ申べし
これば大学頭謹て所をかゝけ和漢の例をおもん
見るに中新に新参の家かゝの先祖を使ひ唐
土に文書秋信を物へ二十一史文通鑑綱目上大書の
文影響を和暦史に引用だかゝる先院をかんがへ
見れば〜を中とらられば主て上意として夜付の
者彦兵衛の女蕾の母人数限り二人つゝ組合の

者共を通り入れ小作対られ所なる一人宇
入れを辞退有る是に於て已此書内通所切腹の刻
出産藤の形ひゝ中とゝ出しなる中
右と通りのさた有り〜それ〜女蕾の母後人と
なれば是仲に於て母なる正永元年ち屋和稼ち正亟に京
信濃守者を秋元信濃守母なる正長元用
人和平左衛門尉保和平太京左史輝宗義年寄い
稲垣対馬守重冨が家信者る正永加賀藩牛出明変
井上大和守正長寺社奉行阿部兵庫正る中多源
正左衛門尉正治永井伊加守正る亟冨を分養者原大胃附

以前主居年号等為ゟ来二月迄ニ成敗ニ決し
入元開發有旨指立人切腹小栗(きくり)栄(ひで)之丞(のすけ)四郎(しろう)(春書)生ゟ
以前ゟ被仰付置候間近所家来ニ仕置作ル事
勝手ニ相書ル書面吉屋ゟ兵衛ニ自ゟ(ドウヒン)の手渡(ワタ)ス
ゟ不及ニ及ル事

稲葉丹後守
秋元但馬守
小笠原信濃守
土屋相模守
阿部豊後守

細川越中守殿
松平隠岐守殿
毛利甲斐守殿
永野監物殿

但所の大名ゟ別紙一通づゝの文言ハ行れ之間敷ル事
上使御名代者当殿ゟ毎年(年の初)ハ
一長崎ゟ波さ(ナミ)ゟ来ル時ハ浦賀ニ間近ク義勇使ハ(ちょうし)ハ
一諸作物ゟ出ル所ハ時ニ長崎ゟ浦賀ゟ
の仕方ハ分切腹作ル事ゟ
歩太刀仕ル事ハ腹部ハ小ニ見ル所ハ毎ゟ

義堂和尚ばかり人の難儀とやうに思ひ七人僧堂に
たゝ〳〵ちりゝ蓊然杖を常し上堂あるを討ち拍掌
石像を動れざるのみゝ也死の働き至〳〵あり無心依
〳〵切板中射る者〳〵
俗日義士の面体科百ふい徒堂をむすび次ふ
常を常し然々をたいせ〳〵此二つの文徒ふをい
るべ〳〵の常とゝむ化をいざるひて恵ちを金
若之彼ふいひとゝふ関西の恵を義し法をいる
だきたる者たるれいに行れをを人の徒をむゝひ
亡魂の儀りを安りんぜんゝの念願ふて志を合せ

常なる出ふの方たゝすう是をいゝでゝ徒の堂と
いゝんやこゝるの常中の者ふ〳〵て化を引入なる
ふいあゝば又四十七人の内十七士ハ嶺関の内故
たゝゝば京ふ一人の親あゝんふ母人の子を指
〳〵都ふふゝ敬討〳〵時二子志〳〵を
合ゝ父の徒を報るふ是をを徒堂とやゝきや
君ハ父ふハ子の親君ふ君ふハ親子ゝゝを思れと
以ゝ義を仕てほゝゝんとみればいゝ〳〵徒ゝゝの
名ハむる〳〵かるゝ〳〵ふ武士を拍て常
なるすゝ多強ゝゝ方ハ士の常業ふ敬討ゝけ

小姓を数をおそふさて武具をたぞさへてし
指ふ切木を指づしやいらふを百姓工商人有来
るどの者ふしてを答枝を苅せば例合ざるさて
誓めを有べきら

切腹の検使四家、東北下刑小姓

細川藩中当三回下屋敷、

月附　荒木十蔵ら以使書　久永内記

月付　徒士七人小小人（月付六人ら）

松平源次当三回中屋敷、

月附　秋田五郎ら以使書　前木根左三郎

徒士月付六人小小人（月付六人ら）

毛利甲殿当麻布上屋敷、

月附　鈴木源蔵ら以使書　赤井源蔵ら

徒士月付六人小小人（月付六人ら）

武具監物三回中屋敷、

月附　久留十蔵ら以使書　赤井平蔵ら

徒士月付六人小小人（月付旧人ら）

細川藩小倉ひてやされし、

赤穂以来久くしいて財面のふしいひて相良藩を

毒害五河き以若藩のふしやれば荒木氏至て古

[illegible]ものも[illegible]作付[illegible]生てさぶ[illegible]末[illegible]のわをた
[illegible]きし[illegible]検者し[illegible]
検使の[illegible]行れ[illegible]ぬ[illegible]
[illegible]郷を[illegible]て[illegible]小切板の横[illegible]みる細川家小て
大夫院小[illegible]御[illegible]有[illegible]小紙[illegible]の[illegible]
し[illegible]小白幕小て[illegible]
りの[illegible]
一人小[illegible]の者小[illegible]
出る[illegible]一番小大石内[illegible]
て[illegible]れば[illegible]小[illegible]

太刀[illegible]小[illegible]一[illegible]て[illegible]小[illegible]小切板仕
度[illegible]
[illegible]
安情一[illegible]
の[illegible]
[illegible]
中[illegible]れ[illegible]小[illegible]の者小[illegible]
[illegible]
自[illegible]
切[illegible]

ここに泉岳寺の門へ行列にて一人づゝふところより数多く
浅野の近習子衛門を墨血の流れたる所にある押首級
を捕へかうむりし宝物に入一挺づゝに浪士壱人づゝ
付て自然のちやうちんと称せ備中守留守居一人
其外芸人給人二十人付添て泉岳寺へおくり出る
四家の大名格式何れも甲乙なしと覚ゆ
例に日四家の大名たがひに申合せて義士の死骸の義
何方の寺へおいても同じくやさのよし老中へ伺ん
ところ主君が墓所泉岳寺へ葬むるべきかと
ふと御沙汰これあるに付前のごとくなり

香奠として泉岳寺へ

一 銀子　百枚　細川越中守
一 同　五拾枚　松平隠岐守
一 同　二拾枚　毛利甲斐守
一 同　二拾枚　水野監物

前のごとく細川家同様に役人付そひ泉岳寺へおくり
各法名四十六士塔に浅野内匠頭忠臣と彫刻しけるを
然るに御吟味ありて忠臣の二字を除き置るべき旨さ
しかるに依て頭に内匠頭家来と改めける石塔其外
浅野家の墓所から泉岳寺へいとなみかくさるべき覚悟

ありし去月府より泉岳寺之内意有て此以後はかやうの結構にはさせず当分は今の内は軽易に
建立あるべし
切腹有し上に假堂の子息有りの吟味有し
其内の内十四人の子男子有しは御仕置遠
島に仰付られ遠島也されば其内遠くに
子供の内にて生存の事は遠島されるに十五歳
是非の内初年の者迄も志学の年に至る迄親類方へ預けられ
十五歳に成りて来中より親類方へ御預け
流罪の御沙汰に極まる

吉良左兵衛佐領地召上らるゝ事
附り義士遺言の事
元禄十六年未二月四日吉良左兵衛佐手疵受し卒
忽せ致しに付上杉弾正大弼始諸親類
共同所にて評定所へ召出され御老中秋元但馬守
若年寄加藤越中守寺社奉行永井伊賀守町奉行
丹羽遠江守大目付仙石伯耆守目付
其外列座にて仰渡され候吉良儀
浅野内匠頭家来共四十七人押込上野介を討候節
左兵衛佐不届の仕方に付知行召上られ諏訪安芸守へ預る

宮寺に出仕し作者をつとめ
且又家成の弟に上総介
信兼と云ふ人ありしが
此小侍従を藏の尉兼盛
而今は
いとゞやはひ
更に及ぶ
をゝ
田舎に
出て
有さまを
皇子に
若宮
を
新古
の
出て
仕へ
青綱
有さまを
皇子に
若宮
を
新古
の
出て
仕へ

建仁寺に蔵されたる松雪の法華経写経は
義の生涯を物語るものにあらずんやいとんや功成名遂てふも
なほおやこの小泉氏の世の位相列山禅師い
かなる信仰家人を集めて供養かくのごとく
衣鉢をそなへ信解をぶこうにして出家出世を
法華を記し蓮華山門の名山の常ふくを
ひらき自家の塔に混雑るく一廊をかまへ表した
る花樹池面をかこと調くなる京風線巷を花
して用意供花香燈を慈集し威風を
ひたしたんきの夏車にみてう糸衣の宝

ひそうふ大石が卒塔婆をけづり去て懐中をそ
隠るとを向の花かつんで一つのみとるれり実や
執る拳の余風をうけし言の御遺にあなく
手信の巻物御撰の施せば信仕言葉をかんぜ
んまして舎衛つくるう親を欲を割恩
異ちをと牧童をさけて法情ひぶをげき僧
作階級の源を流を一線の者を拓じてを冊
御言獨行ぞ法ぐん一列服装を表あ巻ひの
時ぼ凡小の一人永く悔毋の業苦ををのれをこと
やうに衣生の芝地をふまんとのたるごく修行

おたり有かたかりしはかりなり

寛光寺百石　大石内蔵之助良雄

参考

内侍所巻部拾五

同治所卷之弐拾五

同縁

一 義士清水信右の事

一 濱野大学指縁の事

附り義士子孫の事

一 天明度利之儀出家の事

義士法名位牌の事

高野ぶ[illegible]寺恵山禅師ハ四拾七士の追善供養
をなし切ち四斗五升長雄の石塔の地ちの方小養
を志ひらし塔小建法名を記せしもの

寄進二十五石

法名忠誠院丹宗清信

郡代或百姓

法名　丹仲光信

吉田忠左衛門　義完

法名　丹富松信

大石内蔵之助良雄

四拾五石

吉田忠左衛門　義完

三拾五石

原　惣右衛門元辰

五拾石

用人堀部

法名　丹安城要信

物頭堀部弥兵衛百石

法名　丹同氷信

大目付二百石

法名　丹茶道信

京都屋敷百石

法名　丹伏常信

高田馬之二百石

法名　丹勇松信

四拾五石

三拾石

法名　丹源五郎高房

三拾石

機関十郎左衛門久

十六石

間瀬久重　正明

六拾石

小野寺十内　秀和

六拾石

菊嶋助右衛門

三十石

清右衛門　毛知新田　三百五十石

清右衛門　泉州新田　右同所二百石

清右衛門　隠岐新田　三百五十石

清右衛門　寛空新田　右同所二百石

清右衛門　廣忠新田

堀新兵衛　新田　三百石

堀和助　六郎重　二百石

瀬田又之丞　高勝　二百石

赤堀源兵衛　重賢　二百石

右同所百五十石

清右衛門　破子新田　右同所百五十石

清右衛門　寒川新田　右同所百六十石

清右衛門　清参新田　右同所百石

清右衛門　寛治新田　安後

清右衛門　高橋新田

速水茂左衛門　満竟　四十年

奥田孫左衛門　平成　二十七年

矢田部市郎兵衛　弘武　二十九年

大瀬左兵衛　信清　二十七年

吉田沢左衛門　為貞　二十四年

坂型役百
清右 丹後守 百五十石
清右 丹有掛守
宮役
清右 丹風祝守
坂型郡奉行人扶持
清右 丹延孫守
同心十人 与人扶持
清右 丹了仁守

武林唯七郎 二十人扶
村松喜兵衛 秀亞 二十人扶
小林与五郎 秀茂 二十人扶
倉橋伝助 武幸 二十人扶
坂型十手方 次郎 二十人扶

宮役
清右 丹横兵衛
能屋住
清右 丹上樹守
百五十石
清右 丹水流守
右同断 二百石
清右 丹吉蔵守
坂型裏方百石
清右 丹宮能守

間 新六 光風 二十人扶
大石主税 良金 十六人扶
堀部安兵衛 武庸 二十人扶
菅谷半之丞 政利 人扶
石破数右衛門 二十人扶

高橋二百石

落名 丹通雪 初
古河百六十石

落名 丹圓逸 初
祐筆百五十石

落名 丹左至 初
近習百石

落名 丹莫一 初
茶坊百石

落名 丹電名 初

木村吉兵衛 貞行
四十六歳

吉野金右衛門 包秀
四十六歳

千石三郎右衛門 光石
四十七歳

大高源吾 忠雄
三十五歳

奥加藤瀬右衛門 友保
五十四歳

金子孫十郎 三人扶持

落名 丹祝天 初
勘定所百石

落名 丹神埼 初
三役十五石之人扶持

落名 丹童庵 初
奥坊主

落名 丹澤藏 初
奥坊主

落名 丹欽跳 初

茅原伊兵衛 宗房
四十一歳

吉田八十郎 常樹
三十五歳

横田新右衛門 武堯
五十四歳

間十郎右衛門 光定
二十六歳

奥田定右衛門 好茂
二十七歳

安房

清右　丹掃部　矢沢右門太郎　年七歳

清右　丹太の助　右同所　冨澤孫右衛門　三十二歳

清右　丹清元助　佐土見付十軒ニ人扶持　村松三太夫高恵　年六歳

清右　丹警護助　佐小性　菅谷和次郎成　三十七歳

清右　丹常之助　横川勘平宗利　世七歳

長屋小役人十石四人扶持　三村治部右衛門常

清右　丹鋼蝴助　横目付十軒ニ人扶持　神谷与右衛門利休　三十六歳

清右　丹利教助　三十六歳

以上四十六士

那て敵墓寺に墓所を建ふ者の如し　仮令　祖父母兄弟親族の者に対し江戸八百里遠くの処法師士農工商さてい義士の墓をうん　と建てたとて男女を多く集りて三百里　橋札の辻牛町西川論の義迷く小論ふもの

が為人に庭をそなへて花を植ゑ人の為めに
安置し祝をなし物いまだれを以て
とゝめき渡り来りなるあく惜むべし　此人義を
養山の手きに比し　命を論毛のかるきに比し
主君義の功数多上古かゝる例を世に未代形有
かゝる　嚴い英雄の庭に没し　ぬれた名は雲
漢の高きに仰ぐ　嗚い世くのわざこと哀なる
かりける

主時養所の前首

不のゝと相も赤想の玉家花

ぬ　かくれ物源おしそ思ふ
源氏大学頭　藤の年
陽り義士子孫の身
物ふに源氏図面会弟図面大学元孫十四年
三月十三日光図面源氏庭ふ　関門作付主聖
年四月十四日関門作付主聖
伊定而　兵おびき自出義中ノ安藤当庭ノ来り
初ち兵おびき　和作源され
主方に図面源氏図面庭ふ付主方義も為義ふ
聖作付ふ　主聖を以て中家安藤当

吾元人自分の妻子を殺害致し候者共の儀は
ぞ小部屋作付ふるとうとの儀かり安藤治郎兵
衛作付ふるとうとり
右の通り作付致候ゆえ上下諸士小藩列（げい）に成度
旨の願書二の名小藩を志願ふい藩ふ望ふ旨大学奥方
藩列古藩を大方立之助厚の娘之儀と諸士小藩列
に部屋ふ組男女二人ふあり之儀八ケ年ふて出家
安藤治郎兵衛ふ組吾元人小部屋作付ふ望し藩ふ
分作渡ふ組小部屋ふ来吾元人むつひを出し藩を
出仕致し一所小作渡ふ致ふ

渡辺大学義先祖の旧功を思召れ新地之百石
仕度旨願出ふ合小作付ふとうとり
仕分大学小分海安藩当ふ吾元ふたく分出作
中ふ迄迄出せふ迄ふる支ふ大学小青小新蔵
を願願し安藩ふ厚ふ世話をいふ組ふ
和縄ふて内藩厚名藩ふ組ふ拙又内藩ふ藩
大三郎十七歳の時藩ふ列（れつ）ふ成度
父内藩厚ふ知行の通ふ百石ふ当藩を
勤め諸士の上ふ立て大学の重（おもに）役つとめ
血縁を藩ふ立ふ大石ふいさ泡ふ原想厚藩の

十法ふ元同じく義列「左出されし原熱八節と
名のり父の　勅の通り言石ふて言ふ事を
勅めなる武林兵七が一ふ事ふて書の方ふ
くしく記なる板ふ刻りて義列くきの攻元
元石かくられ武林兵七と名のりわが義俐の道
知えの知定方役を勅め百石をかられたと
働ふ先祖の功ふ依てきを名を賜ひ今ふ孫
栄へ八代とふ武林家のいさ河しきり

天保度利義播州庫の事

されば大石を根メ義士の業ふ中ふを道せしきり

四十年ふおりていはなか六十余列ふかられおき天保度
利義播ふ入家ふあらぬ代を攻大きふ悦びて家中
ふなる八年ふ八賀めの為き白状付きて代官役人
中ふふふ中ふふ中ふなる所ふ出されし義ふ
おかく出為の和利義播中ふなる、先生の以賀めれ
芸ふの義滅亡家の長大石内蔵之助が報ふふて
出陸ふ亡君の仇を討んと右ふく調ひ業ふふ
ふ望生ふ八ば和ふ七ふ中ふ三年ふ報れし
義利をいさかふ中ふ八ばいふ中ふふ七作有ふ道ふ
元祖ふ服をふ生義ふ義ふ中ふと花七姫ふけ

小中納言殿〜町人小弥次郎
者共之の謀叛さ〜〜くるしかんらくも
危答一義人天性大石小もおそるる面じと笑
申ひろうし　此度の義小俵ふて一旦お渡
申和俗堂殿様もの陸之く到　て不屈義
良を以て旧十六人切腹仰付ふ之あり又さか
申之共小同言〜たるとがふ依てひとが名の
ゲれかた〜　乱れた弥〜　きん意ふめん
之様〜〜　永井ひ始さやんと和泉守殿小和
後相模国守殿くと以前対談有て以嫡代ち波
伊藤ち殿ち以何ひの不伊藤ち殿吹〜ち利ち
掃ぐん意ち〜ぶ賞笑有て死罪流罪をのるさ
れ大坂之以遠所小仰付ふ之　邸内張意小將
利ち小ち下されち之以四の後義元仰付ふ之
有かたき以掃ち掃ふ利ち掃小文ち京ち
糧ち居〜て禅門をち掃ち和泉ち被名して
小ち殿光廣の墓地小小家ち之ち小ひ一僕を
つい居たりち之以後安藤吹〜ち
神物者ち掃ち思ち之れ初ち以出入ち安後神
として五十人枝物ち下されち小ひち義小

のあるて所なり物語ふる古新い瑞光庵のおい
紙屋川といふ川有しが細き板橋の橋かゝり有
信人通行ふ海り至備み雑のかあん義の新
をさ所しに右中安郷也る所が好りしふち
方をの家芸をいて以紙屋川の板橋を石橋
とかけかへて往来のたゝをとるを御ふ幕代の
人物なり為ふ悔前北ふ父ふ引かへて身拾
放蕩ふして酒色ふふけりをを上役義を廉細
なれふ後ふ上御を首尾あしく身上を
失ひし身謹慎といふを家り有町人なるふ

船かしかふめ家筋ふて雑ふ父のなふ世の人
あ白れくをりしなるれば今ふを家をあば
賞賞をを一ふ部身上を知ひ言語
ふ強也なを後人うたふしくば今
大坂住修町の清ふ天満宮九を藤をいる人
有是刑を藤が湯ふあを法をり居をてうたば
あべかふばををなり

和漢五書終也

文政六癸未年
摂州住人橋本氏
信義謹書

伊奈
小出
新屋
村岡